

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和7年度第5号
通算第77号
令和8年(2026年)1月15日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—令和7年12月期の期末・勤勉手当等について—

◎日時・場所

令和7年(2025年)11月11日(火)午後7時30分～午後9時

(すこやかプラザ 多目的ホールC)

◎今回の交渉の主な目的

令和7年10月31日に提出された2025年末一時金に関する要求書及び独自要求書について、前回に引き続き協議を行った。

◎組合への提案・回答

(修正メモ) 令和7年10月31日付け「要求書」に対する回答について

[別紙1](#)

(提案メモ) 再度任用時における非常勤行政事務員の経験年数加算について

[別紙2](#)

(提案メモ) 部分休業及び育児部分休暇の導入について

[別紙3](#)

◎具体的な交渉内容

1 独自要求書について

協議の要旨

前回の交渉を受け、再度任用時における経験年数加算に関して修正回答等を提示。当該修正内容及び提案内容を説明した後、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
報酬決定における55歳以上の経験年数の加味について 見直しの具体的な内容は。	これまでの交渉経過や非常勤行政事務員の平均年齢を踏まえて、経験年数加算の年齢上限を55歳から60歳まで引き上げる。また、この見直しに伴う経過措置として、既に55歳に達している者についても、翌年度の報酬決定において、55歳から60歳までの間の本市の非常勤行政事務員の経験年数を加味して決定するものである。

60歳までとする理由は何か。	当該年齢に達した場合、常勤職員においては給料が7割措置となる点等の均衡を踏まえる中で、60歳までの引上げを行うものである。
経過措置としては、翌年度に最大5年の経験年数が加味されることになるのか。	お見込みのとおりである。
55歳から60歳までの間の嘱託員の経験は加味されるのか。	現行の報酬決定の考え方と同様に、嘱託員としての経験は考慮しない。
常勤職員との均衡を踏まえつつ、年齢上限の引上げを行うとのことだが、常勤職員においては退職手当が支給されるが、非常勤行政事務員は離職慰労金が既に廃止されている。常勤職員に準拠するということであれば、会計年度任用職員に対しても任期満了時に退職手当を支給すべきでないか。	パートタイムの会計年度任用職員に対しては、現行の地方自治法の規定上、退職手当は支給できないものとなっている。
組合としては、せめて65歳までは経験を加味するように引き続き要求していきたい。この点については引き続き協議していく理解でよいのか。	協議すること自体は否定しないが、今回の見直しが兼ねてより協議してきた点について、前向きな回答を示す非常に大きな見直しであること、また、前回の交渉においても言及したとおり、将来的な財政負担も大きなものであることは十分にご理解いただきたい。
シニア職員と若手職員の間で報酬の逆転現象が生じている現状があるが、今回の措置で解消できるのか。	年齢の上限を設けている以上、全て解消されるわけではないが、経過措置の対応を踏まえると、一定の改善は図られるものとする。
休暇制度について 今回の提案内容以外で休暇制度の見直しを検討しているものはあるか。	現時点で前向きに検討しているものはない。
私療休暇の取得の際の証明資料を医師の診断書ではなく、処方箋や医師が記入した簡易なメモ等でも可能とすることはできないのか。	私療休暇の取得に関する判断材料として、病名や療養を要すると認める期間、それらが適切な診療能力を有する者による判断であるか等を客観的に明らかにする最適な資料が医師の診断書であり、処方箋等の資料ではそれらの要件が確認できないため、変更することは難しい。

<p>育児休業等における欠員の応援体制について</p> <p>育児休業等により欠員が生じた職場のフォローに対する手当について、尼崎市職員労働組合との交渉では導入についての前向きな回答を行っているが、制度導入時には会計年度任用職員にも対象とする考えはあるのか。</p>	<p>会計年度任用職員の任用実態等を踏まえながら、常勤職員への導入と合わせて引き続き検討していきたい。</p>
<p>職場環境の改善について</p> <p>前回の交渉時に言及した所属について、改善に向けた動き等の確認は行ったのか。</p>	<p>各所属に確認を行ったところ、備品の購入や予算措置を講じる等、課題解決に向けた対応を行っていることを原局にそれぞれ確認している。</p>
<p>職場環境改善に資する備品を購入する場合、消耗品費として公費で支出することは可能か。</p>	<p>公費支出は可能かと思うが、詳細については各所属に確認していただきたい。</p>
<p>公募試験について</p> <p>公募試験の完全撤廃は検討していないのか。</p>	<p>昨年度に国の取扱いに準じた見直しを行っており、それ以上の見直しは検討していない。</p>
<p>その他</p> <p>ハラスメントに係る対応について、職場研修等を実施しているとのことだが、現に発生した場合等は対応できているのか。</p>	<p>毎年職場研修を実施するとともに、相談窓口も設置していることから、一定の対応はなされていると考えている。ハラスメントの事案が発生した場合は、まずは所属長や各部局企画管理課に相談していただきたい。</p>

課題解決への方向性

回答期限である11月17日までに一定の判断を行うよう当局から組合に伝えた。

2 部分休業及び育児部分休暇の導入について

協議の要旨

部分休業及び育児部分休暇制度の導入内容を示した上で、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<p>1日の勤務時間が6時間の場合は取得できないということか。</p>	<p>第1号部分休業及び育児部分休暇については、勤務時間から5時間45分を減じた時間から30分単位での取得となるため、その場合は取得できない。</p>
<p>部分休業や育児部分休暇を申請する場合には、何か挙証資料が必要となるのか。</p>	<p>申請に当たっては、母子健康手帳の写し等、職員との関係性や子の年齢が確認できる添付資料の提出が必要である。</p>

課題解決への方向性

回答期限である11月17日までに一定の判断を行うよう当局から組合に伝えた。

以 上
(給与課)

令和7年10月31日付け「要求書」に対する回答について（メモ）

R7.11.11

令和7年11月6日付け「令和7年10月31日付け「要求書」に対する回答について」における「3 賃金制度について」の①の回答について、次のとおり修正する。

組 合 要 求	回 答
3 賃金制度について ① 賃金の昇給停止をしないこと。	3 ① 令和7年11月11日付け「再度任用時における非常勤行政事務員の経験年数加算について（メモ）」のとおりとする。

以 上
(給与課)

参考

組 合 要 求	回 答
<p>3 賃金制度について</p> <p>① 賃金の昇給停止をしないこと。</p>	<p>3</p> <p>① 現行どおりとする。</p> <p>なお、55歳以後の経験年数の加算を含む報酬面の見直し等については、賃金小委員会等を通じて引き続き協議していきたい。</p>

再度任用時における非常勤行政事務員の経験年数加算について（メモ）

R7.11.11

1 再度任用時における非常勤行政事務員の経験年数加算

非常勤行政事務員の再度任用時の報酬決定における経験年数の換算について、55歳に達した日以後の最初の4月1日以降の経験は加味しないものとしているところ、その年齢を「55歳」から「60歳」に引き上げる。

なお、この見直しに伴う経過措置として、実施日時点で既に55歳を超える者についても、令和8年度の報酬決定において、55歳から60歳までの間の本市の非常勤行政事務員としての経験年数も加味して決定するものとする。

2 実施時期

令和8年4月1日

3 諾否期限

令和7年11月17日

以上
(給与課)

部分休業及び育児部分休暇の導入について（メモ）

R7.11.11

1 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対して、次のいずれかの形態によって取得できる休業制度を新たに設ける（いずれの形態においても、対象は1週間の勤務日が3日以上以上の職員とし、給与の取扱いは無給）。

(1) 第1号部分休業

取得可能時間は、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で30分単位とする。

(2) 第2号部分休業

取得可能時間は、1年につき10日相当を超えない範囲内で1時間単位とする。

2 育児部分休暇

小学校就学の始期に達する日から中学校就学の終期に達する日までの間にある子を養育する職員に対して、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で30分を単位として取得できる休暇を新たに設ける（対象は1週間の勤務日が3日以上以上の職員とし、給与の取扱いは無給）。

3 実施時期

令和8年4月1日

4 諾否期限

令和7年11月17日

以 上
(給与課)

◎妥結事項

11月6日及び11日の2回にわたる交渉の結果を受け、11月17日に次の項目について妥結に至った。

1 期末・勤勉手当の支給 [支給日：令和7年12月10日]

令和7年12月1日に在職する者に、期末手当として1.225月、勤勉手当として1.025月、合計2.25月分を支給する。

ただし、今後、令和7年人事院勧告で示された引上げ（期末手当：1.275月（+0.025月）、勤勉手当：1.075月（+0.025月））に相当する改定を常勤職員に対して実施した時点で、常勤職員に準じ上記に基づく支給額との差額を支給する。

2 非常勤行政事務員の報酬改定

(1) 令和7年4月1日適用分

	採用基準学歴			本市行政事務員としての経験年数	現行	改定後	改定額 (円)	改定率 (%)	
	高卒	短卒	大卒		報酬月額 (円)	報酬月額 (円)			
採用時年齢 (歳)	18. 19. 20	-	-	→	1年目	167,970	178,320	10,350	6.16
	21. 22. 23	-	-	→	2年目	172,980	183,340	10,360	5.99
	24以上	20. 21. 22	-	→	3年目	178,540	188,900	10,360	5.80
	-	23. 24. 25	-	→	4年目	183,990	194,240	10,250	5.57
	-	26. 27. 28	22. 23. 24	→	5年目	189,330	199,580	10,250	5.41
	-	29以上	25. 26. 27	→	6年目	191,510	201,650	10,140	5.29
	-	-	28. 29. 30	→	7年目	194,780	204,920	10,140	5.21
	-	-	31. 32. 33	→	8年目	197,940	208,080	10,140	5.12
	-	-	34. 35. 36	→	9年目	200,340	210,480	10,140	5.06
	-	-	37以上	→	10年目	202,960	213,100	10,140	5.00
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	205,900	216,040	10,140	4.92
					12年目	208,190	217,890	9,700	4.66
					13年目	210,260	219,740	9,480	4.51
					14年目	211,460	220,620	9,160	4.33
					15年目	212,550	221,380	8,830	4.15
					16年目	213,530	222,360	8,830	4.14
					17年目	214,290	223,010	8,720	4.07
					18年目	215,060	223,670	8,610	4.00
					19年目	215,820	224,430	8,610	3.99
					20年目	216,580	225,190	8,610	3.98
					21年目	217,350	225,960	8,610	3.96
					22年目	218,110	226,720	8,610	3.95
					23年目	218,870	227,480	8,610	3.93
					24年目	219,640	228,250	8,610	3.92
					25年目	220,400	229,010	8,610	3.91
					26年目	221,160	229,770	8,610	3.89
					27年目	221,920	230,540	8,620	3.88
					28年目～	222,690	231,300	8,610	3.87

(2) 令和8年4月1日適用分

	採用基準学歴				本市行政事務 員として の経験年数	R7改定 報酬月額 (円)	R8改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
	高卒	短卒	大卒						
採用 時 年 齢 (歳)	18. 19. 20	-	-	→	1年目	178,320	176,690	△ 1,630	△ 0.91
	21. 22. 23	-	-	→	2年目	183,340	181,660	△ 1,680	△ 0.92
	24以上	20. 21. 22	-	→	3年目	188,900	187,160	△ 1,740	△ 0.92
	-	23. 24. 25	-	→	4年目	194,240	192,460	△ 1,780	△ 0.92
	-	26. 27. 28	22. 23. 24	→	5年目	199,580	197,750	△ 1,830	△ 0.92
	-	29以上	25. 26. 27	→	6年目	201,650	199,800	△ 1,850	△ 0.92
	-	-	28. 29. 30	→	7年目	204,920	203,040	△ 1,880	△ 0.92
	-	-	31. 32. 33	→	8年目	208,080	206,170	△ 1,910	△ 0.92
	-	-	34. 35. 36	→	9年目	210,480	208,550	△ 1,930	△ 0.92
	-	-	37以上	→	10年目	213,100	211,140	△ 1,960	△ 0.92
備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。					11年目	216,040	214,060	△ 1,980	△ 0.92
					12年目	217,890	215,890	△ 2,000	△ 0.92
					13年目	219,740	217,730	△ 2,010	△ 0.91
					14年目	220,620	218,590	△ 2,030	△ 0.92
					15年目	221,380	219,350	△ 2,030	△ 0.92
					16年目	222,360	220,320	△ 2,040	△ 0.92
					17年目	223,010	220,970	△ 2,040	△ 0.91
					18年目	223,670	221,620	△ 2,050	△ 0.92
					19年目	224,430	222,370	△ 2,060	△ 0.92
					20年目	225,190	223,130	△ 2,060	△ 0.91
					21年目	225,960	223,880	△ 2,080	△ 0.92
					22年目	226,720	224,640	△ 2,080	△ 0.92
					23年目	227,480	225,400	△ 2,080	△ 0.91
					24年目	228,250	226,150	△ 2,100	△ 0.92
					25年目	229,010	226,910	△ 2,100	△ 0.92
					26年目	229,770	227,660	△ 2,110	△ 0.92
					27年目	230,540	228,420	△ 2,120	△ 0.92
					28年目～	231,300	229,180	△ 2,120	△ 0.92

3 児童ホーム・こどもクラブ職員の勤務時間の変更について [令和8年4月1日適用]

児童ホーム業務等に従事する会計年度任用職員について、現行の週勤務時間を維持しつつ、日単位の勤務時間を変更する。

(1) 児童ホーム指導員A (週30時間・月給)

平日及び長期休業日の勤務時間は、6時間×5日勤務を維持した上で、次のとおり見直しを行う。

		現行	変更後
平日	調整勤	12:00～17:00	<u>12:15～17:15</u>
長期休業日	前勤	8:15～14:15	<u>8:15～14:30</u> (休憩15分を含む)
	調整勤	12:00～17:00	<u>12:15～17:15</u>

(2) 児童ホーム指導員B (週27時間・日給)

平日の勤務時間は、5時間×5日勤務を維持した上で、次のとおり見直しを行う。

		現行	変更後
平日	通常勤	12:00～17:00	<u>12:15～17:15</u>

(3) こどもクラブの指導員A（週25時間・日給）

現行の勤務時間をベースとしつつ、次のとおり見直しを行う。

		現行	変更後
平日	通常勤	13:00～17:00	<u>13:15～17:15</u>

4 再度任用時における非常勤行政事務員の経験年数加算について〔令和8年4月1日実施〕

非常勤行政事務員の再度任用時の報酬決定における経験年数の換算について、55歳に達した日以後の最初の4月1日以降の経験は加味しないものとしているところ、その年齢を「55歳」から「60歳」に引き上げる。

なお、この見直しに伴う経過措置として、実施日時点で既に55歳を超える者についても、令和8年度の報酬決定において、55歳から60歳までの間の本市の非常勤行政事務員としての経験年数も加味して決定するものとする。

5 部分休業及び育児部分休暇の導入について〔令和8年4月1日実施〕

(1) 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対して、次のいずれかの形態によって取得できる休業制度を新たに設ける（いずれの形態においても、対象は1週間の勤務日が3日以上職員とし、給与の取扱いは無給）。

ア 第1号部分休業

取得可能時間は、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で30分単位とする。

イ 第2号部分休業

取得可能時間は、1年につき10日相当を超えない範囲内で1時間単位とする。

(2) 育児部分休暇

小学校就学の始期に達する日から中学校就学の終期に達する日までの間にある子を養育する職員に対して、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で30分を単位として取得できる休暇を新たに設ける（対象は1週間の勤務日が3日以上職員とし、給与の取扱いは無給）。